

第27回 「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会

みんなといっしょに 高校へ行きたい！

資料その3

資料作成 片岡 次雄

目 次

1. ユニセフパンフレット抜粋で学ぶ障害者権利条約
3. 合理的配慮に焦点を当てた障害者権利条約
5. 国連審査(写真)
6. 国連・障害者権利委員会の日本政府に対する 総括所見 概要紹介
7. 総括所見(教育関係)抜粋
平野祐二訳と外務省訳とを比較できるようにした。
国連・障害者権利委員会は、日本政府(文科省)に対し、文部科学省が2022年4月27日付で出した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」の撤回を勧告している。
9. 建設的対話・総括所見 解説図
10. 総括所見全体的な概要
11. 総括所見片岡解説
12. 国連障害者権利委員会による初回審査の総括所見を受けての声明 JDF
13. インクルーシブ社会はインクルーシブ教育から JIL インクルーシブ教育プロジェクト一同
14. インクルーシブ社会はインクルーシブ教育から(続き)
片岡の好きな一言集
15. 障害て何? 医学モデル→社会モデル→**人権モデル**
16. みんなの学校(大阪市立大空小学校)
17. 4.27 文科通知(特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について)
文科通知の要点
18. 文科通知の要点(続き)
今後の枚方市の支援教育について(お知らせとお詫び)
19. 分けられることを拒否し通常学級で学ぶことの意味を文書で伝えます
小学校入学や中学進学で、支援学級から通常の学級への転籍で、支援学校から小中学校への転学で、悩んでいる方がいたら是非知らせてあげて下さい。
片岡連絡先も入れています。
勝てる戦いです。共に戦いましょう。

ユニセフパンフレット抜粋で学ぶ**障害者権利条約**

『わたしたちのできること—It's About Ability—障害者権利条約の話』

(HTML版・ルビあり) http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/0804_ability.html

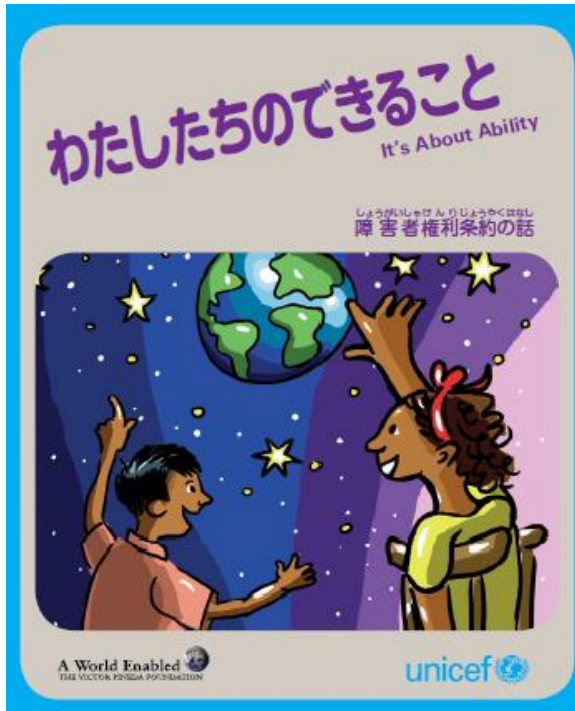
(HTML版・ルビなし) https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/0804_ability_2.html

(PDF版) http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/unicef_jp_Lo.pdf

発行：ユニセフ（2008年4月）

監訳：玉村公二彦（奈良教育大学）

翻訳・編集：（財）日本障害者リハビリテーション協会（2008年11月）



注；HTML版の一部を恣意的にコピーし、
総ルビのふりがなは削除した。

語句解説部分は、残した部分と削除した部分がある

（ユニセフなので）

子どもを強調して作られている点に留意

第3条：一般原則

この条約の原則は次のとおりです。

- (a) すべての人の固有の尊厳、自分自身で選ぶ自由、そして自立を尊重する。
- (b) 非差別。
- (c) 社会への完全参加とインクルージョン(コミュニティに仲間入りすること)。
- (d) 障害者を人間のさまざまな違いの一部と考え、違いを尊重し、受け入れる。
- (e) 平等な機会。
- (f) アクセシビリティ(交通機関を利用したり、ある場所へ行ったり、情報を手に入れたりする手段があること。
そして障害があることを理由に、これらの利用を拒否されないこと)。
- (g) 男女間の平等。
- (h) 障害がある子どもの発達しつつある能力と、アイデンティティを守るための権利を尊重する（皆さんが能力を尊重され、あるがままの自分に満足できるようにすること）。

第4条：一般的義務

障害者を差別する法律は、あってはなりません。必要であれば、政府は障害者の権利を守る新しい法律を作り、それを実行しなければなりません。もし古い法律や慣習が障害者を差別するなら、政府はそれらを変える方法を見つけなければなりません。

障害がある子どもが、ほかの子どもと同じことをできないようにしている法律や慣習があるなら、それらを変えなければなりません。政府はそのような法律や政策を変えるとき、障害がある子どもを代表する団体と話しあわなければなりません。

新しい法律や政策を作るときには、政府は子どもを含む障害者から、アドバイスをもらわなければなりません。

第7条：障害のある子ども

政府は、障害がある子どもが、ほかの子どもと同じく、すべての人権と自由がもたらす利益を受けられるように、ありとあらゆる可能な行動をとることを約束します。また、障害がある子どもが、自分に影響があるすべてのことについて、必ず自分の意見を自由に言えるようにすることも約束します。それぞれの子どもにとって一番良いことを、いつでもまず、考えなければなりません。

障害がある男の子や女の子には、すべての子どもと同じ権利があります。たとえば、どの子どもにも、学校へ通う権利や遊ぶ権利、暴力から守られる権利、そして自分に影響を与える決定に参加する権利があります。政府は、この権利を実現するために、障害がある子どもに必要な情報を与え、支援をしなければなりません。

第9条：アクセシビリティ

政府は、障害者が自立した生活を送れるようにし、コミュニティに参加できるようにすることを約束します。一般の人々が自由に利用できる、建物、道路、学校、病院などは、子どもを含む障害者にとってアクセシブル(利用しやすいこと)でなければなりません。公共の建物の中で助けが必要になった場合、ガイドや朗読をしてくれる人、専門の手話通訳者がそこにいて助けてくれるようにしなければなりません。

第17条：個人の保護

皆さんの身体能力や知的能力を理由に、皆さんを劣っている人として扱うことは、誰にもできません。皆さんは、ありのまま、ほかの人から尊重される権利を持っているのです！

第19条：自立した生活と地域社会への参加

障害があるかないかに関係なく、人にはどこに住むかを選ぶ権利があります。大人になったとき、皆さんが望めば、自立した生活をし、地域社会に参加する権利があります。また、地域社会で生活するために助けが必要な場合、在宅ケアや介助などの支援サービスを利用することができるようにしなければなりません。

第23条：家庭と家族の尊重

人には家族と一緒に暮らす権利があります。もし皆さんに障害があるなら、政府は障害に関係がある費用や、情報、サービスを提供して皆さんの家族を支援しなければなりません。障害があるために、皆さんが親から引き離されることはあってはなりません！身近な家族と暮らすことができないのなら、もっと広い範囲の家族やコミュニティの中で世話が受けられるよう、政府は支援しなければなりません。障害がある若者たちは、ほかの若者たちと同じように、性と生殖に関する健康について知る権利を持ち、また、ほかの人たちと同じように、結婚して家庭をつくる権利を持っています。

第24条：教育

人には、学校へ行く権利があります。皆さんに障害があっても、それを理由に教育が受けられないということはありません。また、皆さんは別の学校で教育を受けるべきではありません。皆さんには、ほかの子どもたちと同じカリキュラムで教育を受ける権利があります。そして政府はこれを実施するために必要な支援をしなければなりません。たとえば、先生方が皆さんの要求にどのように対応したらよいかわかるように、皆さんに合ったコミュニケーションの方法を、政府は用意しなければならないのです。

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加

障害者はほかの人と同じように、芸術、スポーツ、ゲーム、映画、その他の娯楽活動に参加し、楽しむ権利を持っています。ですから、劇場、博物館、競技場、そして図書館などは、障害がある子どもを含め、誰にとってもアクセシブル(利用しやすいこと)にしなければなりません。

第33条から第50条まで：条約の実施とそれにかかわる協力、監視についての規則

障害者権利条約は、全部で50条からなっています。第33条から第50条までには、すべての障害者が、そのすべての権利を必ず手に入れられるようにするには、大人たち、特に障害者とその団体、そして政府が、どのように協力していくべきかが書かれています。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。**障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。**

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) **個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。**
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、**完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。**
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、**締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。**

注：日本国政府は、inclusive(インクルーシブ)を「包容」と訳している。

日本国政府は、full inclusion を「完全な包容」と訳している。

注：個人通報制度

外務省HPより：個人通報制度とは、人権諸条約において定められた権利の侵害の被害者と主張する個人等が、条約に基づき設置された委員会に通報し、委員会はこれを検討の上、見解又は勧告を各締約国等に通知する制度です。

女性差別撤廃条約・子どもの権利条約・障害者権利条約などに、「個人通報制度」があるが、日本は個人通報を認めていない。また、設置することになっている人権機関を設置していない。

2013年12月4日、参議院本会議で障害者権利条約批准を承認することが全会一致で決議。
事実上の条約批准です。

2014年1月20日、日本国政府は批准書を国連に寄託しました。
2014年1月20日が国際的な**批准の日**となります。
日本はEUを含め、141番目の批准国となりました。

2014年2月19日、障害者権利条約が日本国内で効力を持ちました。

憲法の下にあるのが条約 条約の下にあるのが法律 法律の下にあるのが政令や条例
法律よりももっとも守らなければならないのが条約です。

国連審査（建設的対話）



日本から100人以上がジュネーブに行き、精力的な活動をしました



ジュネーブの国連本部前で記念撮影

「教育」を訴えるため3家族がジュネーブに行った。

中央の車いすは上田哲郎さん
(CIL 豊中、高校問題を考える会副代表)



国連・障害者権利委員会の日本政府に対する 総括所見

子どもの権利条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約などに応じて国連に、
子どもの権利委員会、障害者権利委員会、女性差別撤廃委員会などの権利委員会があります。
権利委員会の本部はスイスのジュネーブにあります。

2022年8月 障害者権利条約の日本実現状況に関する「建設的対話」が行なわれました(時間はスイス時間)。

① プライベート・ブリーフィング 8月19日(金)12:00-13:00 と 8月22日(月)9:00-10:00
権利委員の質問に対しパラレルレポート提出団体が答弁(豊中の上田哲郎さんたちが答弁)

② 建設的対話 8月22日(月)15時-18時と23日(火)10時-13時
権利委員の質問に対し日本政府が答弁(文科省答弁は際立つ情けない内容で、翌日も再答弁)
(教育は文科省、福祉は厚労省、法制度は法務省、交通バリアフリーは国交省・・・が答弁)

※「建設的対話」を行なうずっと前に、障害者権利条約内容の実現状況に関する「政府報告書」を提出しています。

民間団体は(政府報告書は嘘っぱちだ、こんなひどい現状があるなどの)「パラレルレポート」を提出しています。日本障害フォーラム(JDF)や日弁連は全項目にわたる膨大なパラレポを提出、公教育計画学会・障害児を普通学校へ全国連絡会は連名で教育限定の、コンパクトで目立つパラレポを提出しています。

※建設的対話が終わったら、権利委員会は速やかに「総括所見」を出します。

一木玲子(いちき れいこ)さんの2022年9月18日付けチラシを抜粋して紹介します

緊急報告！国連障害者権利条約の総括所見が出ました！！

ジュネーブに派遣団を送った成果が反映された画期的な内容です

- ① 「インクルージョン」「インクルーシブ」の定義を正しく理解をすること
- ② 現在の日本の特別支援教育(特別支援学級を含む)は「隔離特別教育」であること
- ③ 特別支援教育を中止し、すべての学校段階がインクルーシブ教育に移行するための、具体的な達成目標、期間、予算をともなった、国家行動計画を採択すること
- ④ 障害のある子が普通学級に就学することを拒否できない法制度を整備すること
- ⑤ 過半数時間を特別支援学級で学習することを規定した2022年4月27日通知を撤回すること
- ⑥ すべての障害児に対し合理的配慮を保障すること
- ⑦ 教職員のインクルーシブ教育に関する研修の確保と障害の人権モデルに関する意識啓発
- ⑧ 通常学級における代替的・拡張的なコミュニケーション・情報伝達の態様および手段の使用を保障
- ⑨ 高等教育における障害学生にとっての障壁(大学入試および学習プロセスを含む)に対処する国レベルの包括的政策の策定

など、抜本的に日本の教育を変えるよう厳しく勧告しています。特に③はすべての学校段階と書かれていますので、高校も含まれています。

片岡注 ①～⑦の太字は片岡がつけました。

文科省は間違っても(間違ふことなく)「インクルーシブ教育」と言いません。

文科用語の多くは「インクルーシブ教育システム」か「インクルーシブ教育システムの構築」です。

⑤にある2022年4月27日通知は、「インクルーシブ教育システムの理念の構築」を使っています。

用語に示される通り、障害者権利条約の「インクルーシブ」「インクルージョン」に反する学校教育を実行し続け、改めようとする姿勢のかけらを見せることもないのが文科省です。

このことが①に反映されています。こんな初歩的なレベルの勧告を受ける国は日本だけではないでしょうか。恥ずかしい限りです。

国連・障害者権利委員会の総括所見抜粋(教育部分中心)

太字は「2022年9月10日平野 裕二訳」(先行未編集版)より

明朝体は外務省仮訳(外務省HP 障害者の権利に関する条約)より

7. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関連する国内法制及び政策と本条約に含まれる障害の人権モデルとの調和の欠如。
- (b)、(c)、(e)省略
- (d) 特に、「inclusion」、「inclusive」、「communication」、「accessibility」、「access」、「particular living arrangement」、「personal assistance」、「habilitation」等条約上の用語の不正確な和訳。

8. 委員会は、締約国に対して以下を勧告する。

- (a)、(b)、(c)、(e)省略
- (d) 本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。

17. 委員会は、次のことを懸念とともに認める。

- (a) 母子保健法で規制された早期発見・療育制度が、医学的検査を通じて障害児を社会的隔離へと方向づけており、コミュニティにおけるインクルーシブな生活の展望を妨げていること。
- (b) ……自己の意見を表明する障害児の権利が、……すべての法律において……承認されていないこと。
- (c) 省略

17. 委員会は、以下を懸念をもって注目する。

- (a) 母子保健法で規定される早期発見及びリハビリテーションの制度が、(医学的検査に基づく) 障害のある児童を社会的隔離へと導き、障害者を地域社会から疎遠にさせ、障害者を包容する生活の展望を妨げていること。
- (b) 児童福祉法を含む全ての関連法において、障害のある児童が聴取され、自己に影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利についての明確な認識が欠如していること。
- (c) 省略

18. ……委員会は、締約国が次の措置をとるよう勧告する。

- (a) ……障害児の権利を承認する目的で現行法を見直すとともに、……もっとも若い年齢からかつ他の子どもとの平等を基礎として、普通保育制度……を確保するためにあらゆる必要な措置……をとること。
- (b) ……他の子どもとの平等を基礎として自由に自己の意見を表明し……、かつ、当該権利を実現するために障害および年齢にふさわしい援助ならびにアクセシブルな形式によるコミュニケーションを提供される障害児の権利を承認すること。
- (c) あらゆる場面における子ども(障害児を含む)の体罰を全面的かつ明示的に禁止するとともに、障害児に対する虐待・暴力の防止およびこれらの虐待・暴力からの障害児の保護の措置を強化すること。

18. 児童の権利委員会及び障害者権利委員会による障害のある児童に関する共同声明(2022年)に関連し、委員会は締約国に以下を勧告する。

- (a) 全ての障害のある児童の完全な社会包容の権利を認識するために既存の法律を見直し、他の児童と対等に、障害のある児童が幼少期から一般の保育制度を完全に享受することを確保するため、ユニバーサルデザイン及び合理的配慮(特に、代替的及び補助的な意思疎通の手段)を含む、全ての必要な措置を実施すること。
- (b) 司法及び行政手続をはじめとする手続において、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を聴取され、表明する権利と、自己の権利を実現するために障害及び年齢に適した支援と意思疎通を、利用しやすい形態で提供される権利を認識すること。
- (c) あらゆる環境における、障害のある児童を含めた児童の体罰を完全にかつ明示的に禁止し、障害のある児童に対する虐待及び暴力の防止及び虐待及び暴力からの保護に係る措置を強化すること。

51. 委員会は次のことを懸念する。

- (a) 医学ベースのアセスメントを通じた障害児の隔離特別教育が固定化されており、通常環境における教育が障害児……にとってアクセス不能なものになっていること、および、通常学校に特別学級が存在すること。
- (b) 受入れの体制が整っていないと想定されることおよび実際に整っていないことを理由として通常学校へ

- の障害児の受入れが拒否されていること、および、2022年に発出された〔文部科学〕省通知で、特別学級に在籍する児童生徒は学校で過ごす時間の半分以上を通常学級で費やすべきではないとされていること。
- (c) 障害のある児童生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
 - (d) 通常教育の教員がインクルーシブ教育に関するスキルを欠いており、かつインクルーシブ教育について否定的態度をとっていること。

(e)、(f) 省略

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。

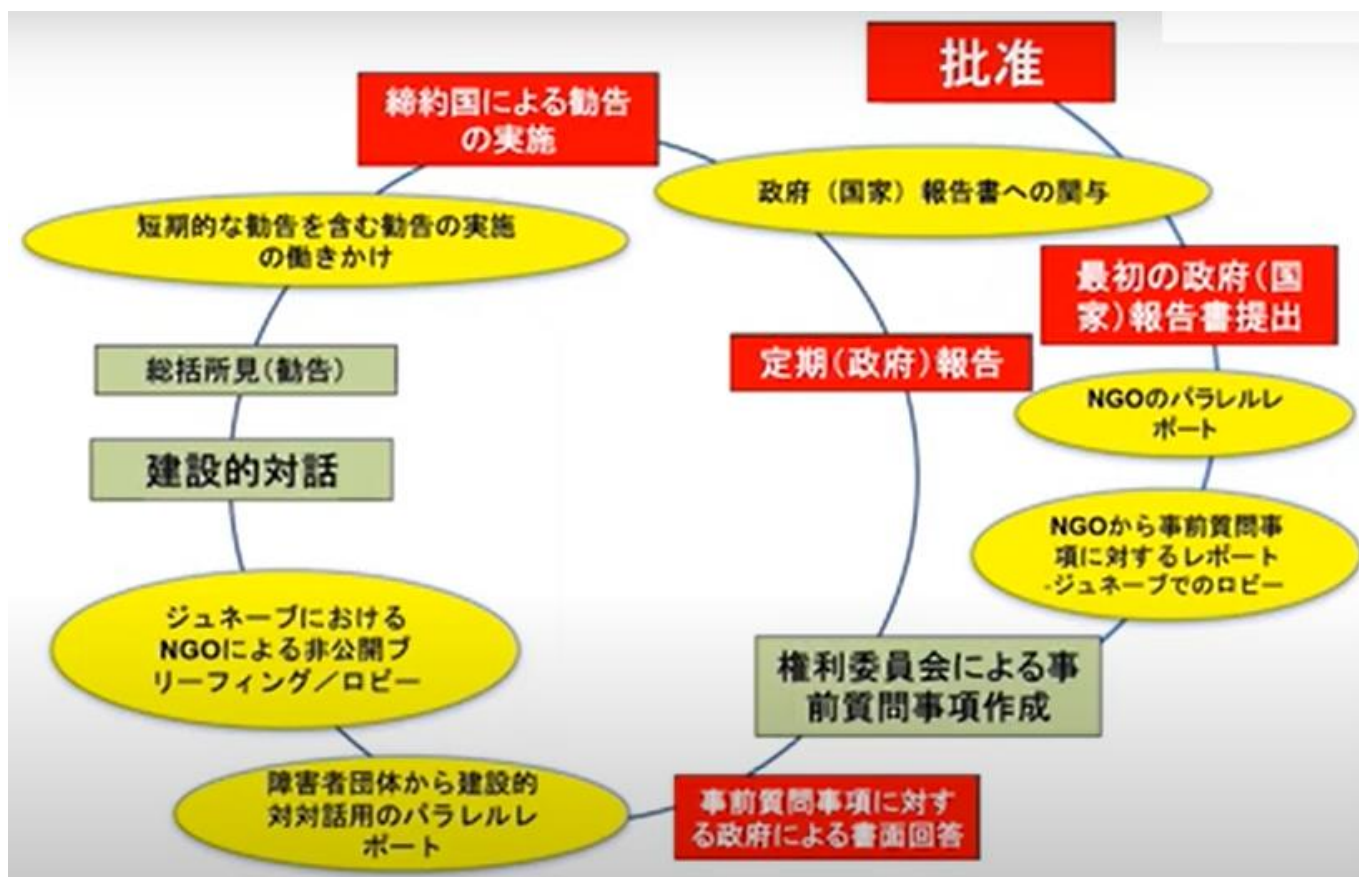
(e)、(f) 省略

52. ……委員会は、締約国に対し、次の措置をとるよう促す。

- (a) 隔離特別教育に終止符を打つ目的で、国家的教育政策、法律および行政上の取決めにおいてインクルーシブ教育に対する障害児の権利を承認するとともに、……具体的な達成目標、時間枠および十分な予算をともなった、良質なインクルーシブ教育に関する国家的行動計画を採択すること。
- (b) すべての障害児が通常学校にアクセスできることを確保するとともに、通常学校が障害のある児童生徒に対して通常学校を拒否することができないよう「受入れ拒否禁止」(non-rejection)の条項および方針を整備し、かつ、特別学級に関連する〔文部科学〕省通知を撤回すること。
- (c) すべての障害児に対し、個別の教育上の必要を満たしかつインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証すること。
- (d) 通常教育の教員および教員以外の教育職員がインクルーシブ教育に関する研修を受けることを確保し、かつ、障害の人権モデルに関するこれらの教職員の意識啓発を図ること。
- (e) 通常教育現場における代替的・拡張的なコミュニケーション・情報伝達の態様および手段（点字、イージーリード、聾の子どもを対象とする手話教育を含む）の使用を保証し、インクルーシブな教育環境における聾文化および聾盲の子どもによるインクルーシブ教育へのアクセスを促進すること。
- (f) 高等教育における障害学生にとっての障壁（大学入試および学習プロセスを含む）に対処する国レベルの包括的政策を策定すること。

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する国家の行動計画を採択すること。
- (b) 全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。
- (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために合理的配慮を保障すること。
- (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) 点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。



子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、障害者権利条約など、全ての権利条約について上の図が成り立つ

条約批准→権利委員会に政府報告書提出

→民間団体は(政府報告書を読んで)権利委員会に平行レポート提出

→権利委員会は政府に対し事前質問事項送付→事前質問事項に対する政府回答

→民間団体は(政府回答を読んで)再度の平行レポート提出

→ジュネーブで「建設的対話」→権利委員会の「総括所見」

→(次回の政府報告書提出まで)権利委員会や民間団体の、政府に対する働きかけ

→政府報告書提出(以後繰り返す)

※次回の障害者権利条約に関する日本政府報告書提出 **2028年2月20日まで**

総括所見全体に注目を

https://www.dpi-japan.org/activity/crpd/crpd_start0822/

DPI 日本会議：【2022年9月9日】障害者権利条約～はじめての日本の建設的対話が実施され、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました～

<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/crpd/recommendations-for-japan/>

DPI 日本会議：障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました！～90項目以上改善するよう勧告されています～

http://porque.tokyo/_porque/wp-content/uploads/2022/09/CRPD_C_JPN_CO_1_49917_E-ja-2.pdf

総括所見機械翻訳による全文仮訳

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>

外務省：第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見 和文仮訳

※「配布一般：2022年10月27日」とある。総括所見は建設的対話後速やかに暫定版が発表(9月9日)され、文言等字句修正が行なわれて確定版が発表(10月7日)された。

障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました！

～90項目以上改善するよう勧告されています～ 2022年09月12日

第1条から33条まで懸念と勧告がまとめられており、19条、24条は6項目もあります。合計で、懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目となっています。取り急ぎ自動翻訳ソフトを使った日本語訳から、ポイントとなる勧告等を抜き出してみました。

- 【1～4条 一般原則と義務】障害者代表組織、特に知的・心理社会的障害者（精神障害者？）との緊密な協議を確保することを含め、すべての障害者を他の者と同等に人権の主体と認める条約と、障害関連の国内法および政策を調和させること。
委員会は、締約国に対し、条約の選択議定書を批准し、条約第23条第4項に関連する解釈宣言を撤回することを奨励する。
- 【第5条 平等及び無差別】障害者差別解消法を見直し、障害、性別、年齢、民族、宗教、性自認、性的指向、その他あらゆる状態を理由とした多重・交差的形態の差別、合理的配慮の否定を含め、条約に従い、障害に基づく差別を禁止すること。
障害に基づく差別の被害者のために、司法・行政手続を含むアクセス可能で効果的なメカニズムを確立し、包括的な救済を行うこと。
- 【6条 障害のある女子】男女共同参画政策において、障害をもつ女性や少女に対する平等を確保し、多重的かつ交差的な形態の差別を防止するための効果的かつ具体的な措置を採用し、障害関連の法律や政策にジェンダーの視点を主流化すること。
- 【12条 法律の前にひとしく認められる権利】代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止、支援付き意思決定メカニズムを確立すること。
- 【14条 身体的自由及び安全】障害者の強制入院を、障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、実際の障害または危険であると認識されることに基づく障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。
- 【19条 自立した生活及び地域生活への包容】障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための手配と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。
精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。
障害者団体と協議の上、障害者の自律と完全な社会的包摂の権利の承認を含め、障害者が施設から他の人と平等に地域社会で自立した生活に効果的に移行することを目指す、期限付きのベンチマーク、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略、ならびにその実施を確保するための都道府県の義務付けを開始すること。
- 【20条 個人の移動を容易にすること】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく制限を撤廃し、すべての地域において障害者の自由な身の回りの移動を確保すること。
- 【21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会】日本手話を国レベルの公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で手話へのアクセスとその使用を促進し、有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すること。
- 【33条 国内における実施及び監視】パリ原則を完全に遵守して、人権の保護に関する幅広いマנדートと十分な人的、技術的および財政的資源を有する国内人権機関を設立し、その枠組みの中で、障害者政策委員会の正式能力を強化し、条約の実施を監視するためにそのメンバーの中で独立、障害の多様性の代表およびジェンダーバランスを保証することを勧告する。

総括所見の片岡解説

条文及び総括所見に関する部分の日本語は全て外務省訳を使用

パラグラフと呼ばれる通し番号があり、1～75 のパラグラフ(パラ)がある。

パラ	大項目	概要
1～3	序論	日程を中心とする総括所見作成の経緯
4～6	肯定的な側面	4：マラケシュ条約の締結履行、5：各種立法措置、6：公共的な枠組みに関して、障害者権利条約批准後の数少ない日本の評価できる点を列挙。
7～70	懸念及び勧告	第1条から第4条ひとまとめ、第5条から第33条は一つの条文ごとに、勧告と懸念を、パラグラフ2つセットで、具体的に指摘。
71～75	フォローアップ	71：このページの一番下参照 72：勧告の実施 73：(次回)政府報告書作成に障害者団体の関与 74：総括所見の幅広い周知 75：次回定期報告提出は2028年2月20日まで

パラグラフの一例 **パラ 27、28 法律の前にひとしく認められる権利(第12条)**

27. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。
- (b) 2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画。
- (c) 2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person (本人の最善の利益)」という言葉の使用。

28. 一般的意見第1号(2014年)法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- (b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

パラ7～70の、ほぼ全てのパラグラフの文末は、統一された表記で終わる。

奇数番号パラ：懸念する (concern) 偶数番号パラ：勧告する (recommend)

例外がパラ42(自立した生活及び地域社会への包容・19条)とパラ52(教育・24条)

パラ41 …懸念をもって注目する。 **パラ42 …要請する。**

パラ51 …懸念する。 **パラ52 …要請する。**

障害者権利委員会は**パラ42とパラ52のみ、recommendでなくurge**としている。

urge [人に～するよう強く] 促す・要請する・勧める
[～を真剣に繰り返し] 呼びかける・奨励する
[人に～するよう] 強いる・せき立てる

フォローアップの**パラ71**(全文。外務省訳です!)

委員会は、本総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調する。

委員会は、**早急な措置が求められるものとして**、自立した生活及び地域社会への包容に関する**パラ42**、及び障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する**パラ52**に含まれる勧告について、締約国の注意を喚起したい。

国連障害者権利委員会による初回審査の総括所見を受けての声明

2022年12月6日

日本障害フォーラム

太字は片岡による

日本の第1回政府報告に関する総括所見（確定版）が、国連障害者権利委員会から10月7日に公表された。

この総括所見は、障害者権利条約第36条に基づき、締約国からの報告を権利委員会が審査した結果として示された最終見解であり、日本にとっては2014年の条約批准後初のものである。権利委員会は、審査において、政府代表団との建設的対話を行うとともに、市民社会によるパラレルレポート（代替報告）やプライベートブリーフィング（非公開の意見聴取）等を通じて情報を収集したうえで、この総括所見を決定した。このプロセスは、権利条約がその成立過程から重視してきた、障害者の参加（「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の精神）を確保するものとなっている。

その結果、日本への総括所見には、JDFが提示した多くの意見が反映されており、審査の過程における権利委員の真摯な努力に感謝したい。

また審査に向けてJDFとの意見交換を含め様々な形で尽力いただいた日本政府に改めて敬意を表するとともに、一貫して支援いただいている超党派の国連障害者の権利条約推進議員連盟に感謝を申し上げる。

さらに、JDFの取り組みを長期にわたって支えていただいた企業助成財団に、心よりのお礼を申し上げる。

日本への総括所見は、序文、肯定的側面、懸念と勧告、フォローアップ（今後の手続き等）から成り、全19ページに及ぶ。その文章量や、第1条から33条まで全条項に渡って述べられた詳細かつ網羅的な内容は、過去の総括所見と比しても類を見ない。

法制度の人権モデルとの調和、障害認定を含む法令等に存続する医学モデルの見直し、優生思想と戦う観点、入所施設や精神科病院からの地域移行、インクルーシブ教育の推進、国内人権機関の創設や障害者政策委員会の強化など、広範な課題と論点が指摘されており、いずれも条約の理念を踏まえた高い目標を示すものである。

総括所見には法的拘束力はないとされるが、日本は締約国として条約を誠実に遵守すべき責務から、これを尊重することが求められる。国内の現行制度や歴史的経緯に照らし、総括所見に示された目標には国内において十分な議論を要するものもあるが、国は総括所見を全体として目指すべき方向ととらえながら、条約の実施に取り組むとともに、今後とも市民社会との建設的かつ定期的な意見交換を継続することを強く求めるものである。

フォローアップにおいては、この総括所見の内容を国内の各層に伝えていくことが求められており、私たちも国や関係機関、団体等と共にそうした役割を担っていきたい。

JDFでは総括所見の内容の分析と評価について話し合いを進め、**今後の行動計画作成に着手している。**

今日私たちが享受している諸権利、法制度、バリアフリー化された社会資源などは、先達のたゆまぬ努力によって実現されてきたものである。それらをさらに発展させ次世代に引き継げるよう、私たちは、総括所見を踏まえた条約の実施を通じて、すべての人が住みやすいインクルーシブな社会を目指し、引き続き、幅広い関係者と連携を図り取り組む決意である。

インクルーシブ社会はインクルーシブ教育から

～JIL インクルーシブ教育プロジェクトの考える総括所見の意味～

2023年1月27日

JIL インクルーシブ教育プロジェクト 一同

私たちは、どんな重度な障害があっても地域で当たり前のように生活し、障害者権利条約の完全実施に向けて障害のある人とない人が分け隔てられることなく、誰もが差別されず、共に生きられる社会（インクルーシブな社会）を目指して活動する障害当事者団体です。全国110か所を超える障害当事者団体（自立生活センター）で構成しています。

インクルーシブな社会を実現するために、教育分野からでは、障害者権利条約第24条「教育」および一般的意見4号（インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見）に書かれているインクルーシブ教育の実現を目指し全国で活動しています。

2022年8月、国連（スイス・ジュネーブ）で障害者権利条約に関する日本の建設的対話が開かれ、9月9日に権利委員会から日本政府へ総括所見が出されました。教育の分野からは、「障害児を分離した特別支援教育をやめる」よう強い勧告が出て、報道にも流れました。そういった報道を受け、「障害児を通常の学級で学ばせるのはかわいそう」「一緒に学ぶのは迷惑だ」などの批判や、現在特別支援学校に通う障害当事者や、保護者の方からは「特別支援教育を受けられなくなるのではないかな」などの不安の声が相次ぎました。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准し、障害児者に関する様々な法制度が整備され、インクルーシブ教育の実現を目指しています。しかし実際の教育現場では、支援を必要としている子どもの場合は、特別支援学校や特別支援学級などの別の場で、その子どもにあった教育を受ける、というような教育システムになっています。これはいわゆる日本型インクルーシブ教育システムと言われています。「通常の学級では、一人ひとりにあわせた必要なサポートを受けづらいため、特別支援学級や特別支援学校がなくなるとは困る」という考え方から、上記のような批判や不安の声が溢れたのではないかと考えられます。

しかし今回の障害者権利条約の勧告は、特別支援教育を廃止することを求めているわけではなく、障害の有無で学ぶ場を分けることに対して危惧しているのです。そこで本会が目指すインクルーシブ教育について、改めて社会に伝えたいと思います。

1. インクルーシブ教育は、通常の学級の在り方を変えていくプロセスである

現在の日本の教育は、多様な子どもたちがいることが前提となっているのでしょうか。「多様な子ども」というのは、障害のある子どもだけではなく、性的マイノリティや貧困家庭にいる子ども、外国にルーツのある子どもなど様々な背景をもつ子どもをさします。インクルーシブ教育は、「多様な子どもたちがいることを前提とし、その多様な子どもたち（排除されやすい子どもたちを含む）の教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムそのものを改革していくプロセスである」※1と言われています。つまり、通常の学級で、一人ひとりにあつた支援が受けられるように変えていくことが求められているのです。

通常の学級の在り方を変えていく方法としてまず考えられることは、1クラスあたりの人数を減らすことです。

それにより教員の仕事の分散化や複数担任制などが可能になるなど、教員の負担軽減につながり教員の離職率を下げることはできるのではないのでしょうか。

インクルーシブ教育を進めていくことで、学校で学ぶ子どもも、学校で働く教職員も、すべての人にとって過ごしやすい学校になると考えます。

2. インクルーシブ教育はインクルーシブ社会につながる

今の日本は教育課程から分離されているため、多様な人たちがともに生活しているということを感じないまま大人になっていると思われます。そのため、いつの間にか「多数派」と呼ばれる人たちに合わせた社会になってしまっているのです。「当たり前」からはみ出てしまった人（少数派）に対する差別が生まれてし

まう構造ができあがっているのではないのでしょうか。障害や病気がないいわゆる健常者と呼ばれている人の中には、「多数派」になろうと無理に努力をして生きづらさを感じている人たちもいるでしょう。

サポートが必要な人は障害者だけではなくありません。学校教育を受けるときから、一人ひとりが必要なサポートを受けながら学ぶことのできる環境が当たり前になっていけば、誰にでも必ずある「ちがいが認められ、ちがいがマイナスにならない社会がつくられていくのではないのでしょうか。インクルーシブ教育は、誰も仲間外れにされないインクルーシブ社会につながっていくと私たちは考えます。

3. インクルーシブ教育について一緒に考え続けること

上記2点から、インクルーシブ教育は、障害者だけにかかわらずすべての人にとって、生きやすくなる社会につながると考えられます。だからこそ、私たちは、インクルーシブ教育の大切さや必要性について一緒に声を上げてくれる仲間を増やしていきたいのです。今、分離された社会で生きている人や現在の社会で生きづらさを感じている人たちとともに社会を変えるためにつながって考え続けていきたいです。

注釈について

※1 野口晃菜・喜多一馬編著（2022）.

『差別のない社会をつくるインクルーシブ教育 誰のことばにも同じだけ価値がある』. 学事出版 より引用。

(以上)

母さん、ぼくが一番学校使うことば分かる？「お願いします」「ありがとう」だよ。

.....

..... 専門家とは、小さな間違いを器用に避けながらも 大きな間違いへと進んでいく人…スティーブン・ワインバーグ

..... 専門家とは『どこまで分かり、どこから分からないか』を知る人.....中村 桂子

..... インクルーシブ教育はインクルーシブ社会の礎(いしずえ).....ヨナス・ラスカス

..... 分けない社会は分けない教育から！.....inclu-edu-net

..... 彼らの特徴は自閉と言うが、彼らほど人とのつながりを希求している子どもはないと感じていた.....小沢 勲

..... 人は、人を浴びて人になる.....夏莉 郁子

..... 「みんなの学校」は大空の独占ではない。全国の公立小学校（がなれる）

..... 学校の中で障害という言葉を使ったことがない

..... 学びは（大人も子どもも）楽しい。学びを空気として吸っている

..... 指導という名の暴力を子どもに降り注いでいる 木村 泰子

..... 原学級にすることが、障害を持っている子のためだけでなくその子がおることでクラスが変わる…齋喜 慶三

..... 差別は「障害」があるから起こるのではなく、分けるから起こるのです石川 憲彦

..... 障害があるからいじめるのではなく、いじめがあるから矛先が障害児に向かう.....武田 緑

..... 皆にとって娘は障害者ではなくクラスメートの一員なのです。世界がもし娘のクラスだったら障害者はいない。
.....千葉市 Oさん

.....

障害は何？

障害者基本法の「障害」の定義

改正前	現在
この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

石川憲彦：医学は分類（診断）、障害は状況（困っている状況、苦しい状況）

医学モデル	社会モデル
障害とは、疾病、外傷、その他の健康状態により直接生じた「個人的な」問題	障害とは、社会によって作られた問題であり、主として障害を持つ人の社会への完全な統合の問題
“立って歩けない” “目が見えない” “耳が聞こえない” などの心身機能の制約が“障害”	“階段しかない施設” や “高いところに物をおいた陳列” などが“障害”を作り出している
障害を克服するのは障害を持っているその人 専門職による個別治療といったかたちでの医療を必要とする	障害は、個人に帰属するものではなく諸状態の複雑な集合体であり、その多くが社会環境によって作り出される
治癒あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標	社会生活の全分野への障害者の完全参加に必要な環境の変更。社会全体の共同責任
不利益・困難の原因は目が見えない、足が動かせないなどの個人の心身機能が原因である	障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因がある

国連障害者権利委員会の日本に対する 2022 年総括所見は**人権モデル**が多用されている。

文部科学省は、旧態依然とした**医学モデル**を墨守し続けている。

人権モデル

<p>障害者権利条約第一条 目的(抜粋)</p> <p>全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること</p> <p>障害者権利条約第三条 一般原則</p> <p>この条約の原則は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重 (b) 無差別 (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容（インクルージョン） (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ (e) 機会の均等 (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ (g) 男女の平等 (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

みんなの学校

上映会のご案内&スケジュール

f 映画『みんなの学校』
公式facebook

出演:大空小学校のみんな

監督:真鍋俊永 ナレーション:豊田康雄 企画:迫川緑 プロデューサー:中尾雅彦 加藤康治 兼井孝之
撮影:大窪秋弘 撮影助手:堀貴人 編集:北山晃 編集協力:秦岳志 整音:中嶋泰成 音響効果:萩原隆之 題字:谷篤史
製作:関西テレビ放送 配給:東風

2014年 | 日本 | 106分 | BD・DCP | ドキュメンタリー © 関西テレビ放送



ふつうの公立小学校の 不登校も特別支援学級もない 同じ教室で一緒に学ぶ みんなが笑顔になる挑戦

大空小学校がめざすのは、「不登校ゼロ」。ここでは、特別支援教育の対象となる子ども、自分の気持ちをうまくコントロールできない子ども、みんな同じ教室で学びます。ふつうの公立小学校ですが、開校から6年間、児童と教職員だけでなく、保護者や地域の人もいっしょになって、誰もが通い続けることができる学校を作りあげてきました。

すぐに教室を飛び出してしまう子ども、つい友達に暴力をふるってしまう子ども、みんなで見守ります。あるとき、「あの子どもが行くなら大空には行きたくない」と噂される子どもが入学しました。「じゃあ、そんな子どもはどこへ行くの? そんな子どもが安心して来られるのが地域の学校のはず」と木村泰子校長。やがて彼は、この学び舎で居場所を見つけ、春には卒業式を迎えます。いまでは、他の学校へ通えなくなった子どもが次々と大空小学校に転校してくるようになりました。

以上、映画『みんなの学校』公式サイト より

片岡：映画撮影時の大空小学校は通常学級数6・特別支援学級7。小さな小学校で異常に特別支援学級児童数が多い。通常学級に6人の担任（1学年1学級）、支援学級に7人の担任。全児童が通常の学級にいれば、1学年2学級に分割するか、1学級で2人担任にするか、どちらでもできる。なおかつフリーの先生を一人置くことができる。これが大阪の原学級保障。

4.27文科通知は「世界基準のインクルーシブ教育」を完全に無視するもの

4.27文科通知は大阪の原学級を潰しにかかるものであり、何よりもインクルーシブ教育に反するもの。国連障害者権利委員会は通知撤回を「強く要請」した（権利委員会が「強く(urge)」という語を使うのは異例）。

順位を単純化して言えば、憲法>条約>法律>施行令・施行規則、政令・省令>通知となる。

例えば枚方市はこれまで「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」を無視してきた（今回の騒動の余波で、ようやく通知にある「整備目標」を策定する動きが出た）。

「たかが通知」を、「条約違反の通知」を、なぜ市町村教育委員会は児童生徒・保護者に性急に押しつけてくるのであろうか？

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

<1>文科通知の見出し部分

4 文科初第 3 7 5 号

令和 4 年 4 月 2 7 日

文部科学省初等中等教育局長 伯 井 美 徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

<2>文科省通知の要点(抜粋 1)

調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

<3>文科省通知の要点(抜粋 2)

第 2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について(全文)

○また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

○ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

○ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

片岡

2022 年末以前の段階でガタガタしていた市町村教委は、大体上の項目適用で落ち着いてきた感じ。

「次年度(2024 年度(R6 年度))に、学びの場を変更するかもしれない。そのために、2023 年度(R5 年度)は、支援学級に在籍しながら、支援学級での授業内容や支援学級での授業時間をいろいろと試行する。」という解釈で、「これまで通り」のやり方を 2023 年度(R5 年度)は継続する。

但し、文科省の圧力は強まるであろうから、2023 年度(R5 年度)途中の次年度体制に関する本人保護者への「学校による圧力」は強くなるであろう。

<4>文科通知の要点

2022年度開催 令和4年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が提出した文科省通知全文で、文科省が赤字で強調した全て。

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶこと

一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備すること
「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません

これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするもの

通級による指導の対象となる児童生徒について、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと

必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、不適切

特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと

令和4年（2022年）10月

保護者の皆様へ

今後の枚方市の支援教育について（お知らせとお詫び）

枚方市教育委員会

令和5年度以降の枚方市の支援教育について、6月中旬に「今後の枚方市の支援教育について（お知らせ）」を配付するとともに、6月28日及び7月2日に枚方市立総合福祉会館ラポールひらかたにおいて保護者の皆様向けの説明会を実施いたしました。

保護者の皆様には、次年度からの急な「学びの場」の変更を求めることとなり、また、本来は一人一人の状況に合わせた指導を充実させることについてご説明すべきところを「支援学級での授業時間数を週の半分以上とする」など、時間数ありきの説明となったことから、保護者の皆様に多大なご不安を生じさせ、疑問を招くこととなりました。改めて、深くお詫び申し上げます。

令和5年度の支援教育の学びの場の選択に際しては、次のように改めさせていただきます。

①「学びの場」（授業時間数も含む）の選択については、児童生徒や保護者の気持ちに寄り添って行うこととします。

※令和5年度からすべての児童生徒が一斉に学びの場の見直しを行う（授業時間数も含む）こととした方針については撤回します。

②自校通級指導教室を全中学校と9小学校（樟葉西、平野、小倉、桜丘、枚方、蹉跎西、西長尾、津田、津田南）に新規に設置します。

近い将来の全校設置をめざして段階的に整備することといたします。

片岡

大阪維新の市長の下、文部科学省初等中等教育局財務課から天下ってきた尾川教育長は、強引に4.27文科通知を実行しようとして失敗し、枚方市教育委員会は「お知らせとお詫び」を出した。

ただ、「お知らせとお詫び」は、「2023年度からやるのは無理」と悟った教育長・教育委員会が、2年間の繰り延べを表明しただけ。枚方市民の戦いは今後も続く。

分けられることを拒否し 通常の学級で学ぶことの意味を文書で伝えます

2016年国連障害者権利委員会は、『インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号』を発出し、「インクルーシブ教育」と「偽物のインクルーシブ教育」との違いを明確に示しました。2022年3月21日国連子どもの権利委員会と障害者権利委員会は共同で、『障害のある子どもの権利』を発出し、「子どもの意見の尊重」や「インクルーシブ教育に対する権利」などを再度強調しました。

文部科学省は、遵守すべき国際条約に違反する「偽物のインクルーシブ教育」を強制しています。このため国連障害者権利委員会は、2022年9月9日発表の総括所見で、政府・文部科学省に対し、異例の厳しい勧告を出しました。教育関係部分の勧告を極端に要約すると次の通りです。

- ・「インクルージョン」「インクルーシブ」などの定義を条約に従って正しく理解すること
- ・現在の日本の特別支援教育（特別支援学級を含む）は「隔離特別教育」である
- ・隔離特別教育を終了しすべての学校段階がインクルーシブ教育に移行するための、具体的な達成目標、期間、予算をともなった、国家行動計画を採択すること
- ・障害のある子が普通学級に就学することを拒否できない法制度を整備すること
- ・過半数時間を特別支援学級で学習することを規定した2022年4月27日付文科省通知の撤回
- ・すべての障害児に対する合理的配慮の保障
- ・教職員のインクルーシブ教育に関する研修の確保と障害の人権モデルに関する意識啓発
- ・通常学級における代替的・拡張的なコミュニケーション・情報伝達の態様および手段の使用を保障
- ・高等教育における障害学生にとっての障壁に対処する国レベルの包括的政策の策定

障害のある子もない子も分けられることなく、ともに地域の学校に通い、ともに通常の学級で学び遊ぶことによって、分け隔てすることのない社会を実現することができます。

インクルーシブを否定する文部科学省の異常な教育政策によって多大な被害と損失を被ることを拒否し、全時間を通常の学級でともに学ぶ意思を、文書によって明確に表明します。

記

小学校 校長様 <宛先は必要に応じて変えたり削除したりします>

教育委員会教育長様<宛先は必要に応じて変えたり削除したりします>

年 月 日

- 1 小学校の通常の学級で全時間を過ごすことを表明します。
- 2 上記に伴って必要となる配慮について私たちと話し合いを持って下さい。
- 3 学校と話をするに際して教育委員会事務局のどなたかが立ち会うことを拒否しません。
- 4 就学時健康診断を受けないことを表明します。
- 5 入学に関する通知書をいただいたのち、必要なことを学校と話をします。

住 所 _____

本人の名前..... _____

保護者の名前..... _____

連 署 障害者の高校問題を考える大阪連絡会 代表 鈴木 留美子

小学校入学でない場合「4, 5」削除等、提出するときの事情に合わせて削除したり文を変えたりします。
中学も「小」を「中」に変えるなど、提出するときの事情に合わせて削除したり文を変えたりします。

連絡・問合せ：片岡次雄 080-5333-2444 kata_7379@yahoo.co.jp